

洞爺湖町地域防災計画（素案）に対する  
パブリックコメントの意見に対する考え方及び意見反映について

1. 実施状況

- (1) 募集期間 平成27年2月20日（金）～ 平成27年3月20日（金）
- (2) 公表した資料 洞爺湖町地域防災計画（素案）
- (3) 提出者数 1人
- (4) 意見件数 3件
- (5) 提出方法 電子メール

2. 意見反映

パブリックコメントの意見に対する町の考え方を示し、3月30日に開催の第2回洞爺湖町防災会議において審議を行った結果、いただいた意見については反映させないこととする。

パブリックコメント応募意見・応募者

応募意見・応募者	町の考え方
青葉町 在住者	
<p>●ご意見の箇所 P62 第4章 第10節 避難体制整備計画</p> <p>●ご意見の内容 突発の情報伝達及び避難連絡等の伝達漏れ対策として、目的に自力避難困難者だけではなく、一般避難者に対し「ここに行けば情報及びどう行動すればよいか分かるような場所」というような意味合いの文言を入れてください。 場所については各自治会と相談</p>	<p>災害時避難は14ページに記載の町民の責務において避難の方法を平常時より備えていただくよう定めており、避難の際も指定の避難所へ「自助（自分で避難する）」で避難していただきます。</p> <p>避難の際、情報の伝達漏れがないように町では防災無線も整備しており、現在、防災無線の未整備の洞爺地区においても平成27年度整備を行い町内全域の情報伝達手段を確保することとしております。防災無線による避難情報は繰り返し放送し、情報伝達漏れがないよう対策を講じています。</p> <p>また、コミュニティFM放送局も本年4月より開始され、災害時の情報伝達手段として整備いたします。</p> <p>ご意見の一時集合場所は、「自助」により避難できない方への集合場所で、避難所まで自力で避難できない方を町が避難所まで搬送することを目的とした集合場所の設定及び整備について定めています。</p>

<p>●ご意見の箇所 P72 第5章 第3節 災害情報等の収集 伝達計画</p> <p>●ご意見の内容 スマホの普及でホームページが媒体機能を発揮すると思いますので「ホームページ」を入れてください。</p>	<p>P72の災害情報・報告の伝達系統等では、異常現象が発見されてから住民の緊急な情報伝達系統を示しています。</p> <p>また、災害情報の迅速かつ的確に周知徹底させるため、P80に記載の「災害広報計画」において、ご指摘の「ホームページ」も含め、あらゆる情報伝達手段を活用した広報を行うこととしています。</p>
<p>●ご意見の箇所 P184 第8章 第9節 避難救出計画</p> <p>●ご意見の内容 2000年噴火の実績避難区域プラス<math>\alpha</math>を想定範囲とすべきと思います。また、区域外住民についても待機場所等を設定しておくことが必要と思います。</p>	<p>現在の噴火災害における避難区域は、2000年の噴火後に北海道防災会議地震火山対策部会火山対策専門委員会のご意見をいただき作成された「有珠山火山防災マップ」の危険区域予想図を基に火砕サージに襲われる可能性のある区域まで広範囲に避難区域を指定しています。</p>